

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	・日本年金機構
☐	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要	・振込を希望する金融機関
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）★、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）★、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）★、住民票★、住民票の記載事項証明書★ のいずれか ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの ※年金請求書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

裏面に続く

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

2. その他

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	委任状	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	—
☐	老齢基礎年金支給繰上げ請求書、 老齢基礎年金支給繰下げ申出書	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	年金裁定請求の遅延に関する申立書 ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出（繰下げ申出時を除く）	・当窓口 ・年金事務所
☐	合算対象期間が確認できる書類	—
☐	年金証書 ※他の公的年金から年金を受けているときはご持参ください	—

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

合算対象期間を確認する書類

項番 (老-No.4-2)	チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
1 (うち共 済加入 者)	☐	(その共済の期間が記載されている) 年金加 入期間確認通知書 ※日本年金機構で確認できる場合を除く	・ 加入していた 共済組合 ・ 年金事務所
1～5 (うち共 済加入 者)	☐	【すべての書類】 配偶者の基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎 年金番号を明らかにすることができる書類	・ 年金事務所 ・ 加入していた 共済組合 ・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	配偶者が共済組合に加入していたときは、(その共 済の期間が記載されている) 年金加入期間確認通 知書 ※日本年金機構で確認できる場合を除く	
	☐	婚姻期間の確認できる戸籍謄本★	
6①及び ②	☐	【すべての書類】 国会議員の期間を証明できる書類	・ [] ・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	婚姻期間の確認できる戸籍謄本(配偶者のみ)★	
7	☐	【すべての書類】 地方議員の期間を証明できる書類	・ [] ・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	婚姻期間の確認できる戸籍謄本(配偶者のみ)★	
8	☐	在籍証明書等(卒業証書は不可)★	・ 通学先
9, 10	☐	【当該期間が確認できる次のいずれかの書類】 戸籍謄本★、抄本(戸籍を取得した者に限る)★ または戸籍記載事項証明書★	・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	住民票の写し	

	☐	その他、パスポートのコピー、永住を許可された 旨が記載された在留カードまたは特別永住者証明 等上記に掲げる書類に準ずるもの	
--	--------------------------	--	--

裏面に続く

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

合算対象期間を確認する書類（続き）

項番 (老-No.4-2)	チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
1 1		【当該期間が確認できる次のいずれかの書類】	
	☐	戸籍の附票の写し	・[] 番 窓口 ・[] 市役所出張所 ・法務省
	☐	旅券法に規定するパスポートのコピー	
	☐	滞在国が交付した居住証明書★	
	☐	滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書★	
	☐	出入国管理マスタファイル	
1 2	☐	支給対象となった記録、支給年月日の確認できる 窓口装置の記録（ハードコピー）	・年金事務所 ・[]
1 3	☐	（退職一時金の支給とその対象となる共済期間が 記載されている）年金加入期間確認通知書	・加入していた 共済組合
1 4	☐	知事（長官、大臣）の承認により国民年金の被保 険者とされなかったことが確認できる書類	・[]
1 5	☐	通算対象期間の種類に応じて、そのことが確認で きる書類	・[]
1 6	☐	（（減額）退職年金の支給とその対象となる共済期 間が記載されている）年金加入期間確認通知書	・[]

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。



1. 必ず提出・添付する書類

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	（請求者とその配偶者の） 基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	・日本年金機構
☐	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要	・振込を希望する金融機関
☐	世帯全員の住民票★ ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6カ月以内に交付されたもの ※配偶者と別居の場合は、それぞれの住民票 ※年金請求書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）★、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）★、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）★のいずれか ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、かつ、年金請求書提出日の6カ月以内に交付されたもの ※年金請求書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

裏面に続く

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

2. 生計維持関係の書類



チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	生計同一関係に関する申立書	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	事実婚関係に関する申立書	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	収入に関する認定書類（ ）	

3. その他

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	委任状	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	—
☐	老齢基礎年金支給繰上げ請求書、 老齢基礎年金支給繰下げ申出書	・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
☐	年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	年金裁定請求の遅延に関する申立書 ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出	・当窓口 ・年金事務所
☐	合算対象期間が確認できる書類	—
☐	年金証書 ※他の公的年金から年金を受けているときはご持参ください	—

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト



第三者証明に代わる書類＜以下のいずれか＞

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	資格確認書の写し等 ※健康保険等の被扶養者になっている場合（国民健康保険以外）	・事業主 ・共済組合 ・健康保険組合 ・全国健康保険協会
☐	給与簿または賃金台帳等の写し ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	・事業主
☐	源泉徴収票★または課税台帳等の写し ※税法上の扶養親族になっている場合	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所 ・事業主 ※令和[]年1月1日に住民登録した市区町村で発行
☐	定期的に送金されていたことのわかる預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等の写し ※定期的に送金がある場合	・金融機関その他
☐	辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当が分かる証明書の写しなど ※単身赴任による別居の場合 ※生計同一関係の認定が必要な方が配偶者または子である場合に限る	・事業主
☐	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写しなど ※病気療養、介護による別居の場合 ※生計同一関係の認定が必要な方が配偶者または子である場合に限る	・病院、介護施設など

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

裏面に続く

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト



収入に関する認定書類＜以下のいずれか＞

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	所得証明書★、課税（非課税）証明書★、源泉徴収票★ ※令和 [] 年1月～12月の所得に関するもの ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合 ※年金請求書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は省略可	・ [] 番窓口 ・ [] 市役所出張所 ・ 事業主 ※令和 [] 年1月1日に住民登録した市区町村で発行
☐	資格確認書の写し等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）	・ 事業主 ・ 共済組合 ・ 健康保険組合 ・ 全国健康保険協会
☐	第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る） ※国民年金第3号被保険者の場合	・ 年金事務所
☐	年金証書および年金決定通知書（裁定通知書） ※公的年金の加給年金額対象者または加算額対象者の場合	・ 年金事務所
☐	国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書 ※国民年金保険料免除者の場合	・ 年金事務所
☐	保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合	・ [] 番窓口 ・ 福祉事務所

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト



合算対象期間を確認する書類

項番 (老-No.4-2)	チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
1 (うち共 済加入 者)	☐	(その共済の期間が記載されている) 年金加 入期間確認通知書 ※日本年金機構で確認できる場合を除く	・ 加入していた 共済組合 ・ 年金事務所
1～5 (うち共 済加入 者)	☐	【すべての書類】 配偶者の基礎年金番号通知書や年金手帳等の 基礎年金番号を明らかにすることができる書 類	・ 年金事務所 ・ 加入していた 共済組合 ・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	配偶者が共済組合に加入していたときは、(その共 済の期間が記載されている) 年金加入期間確認通 知書 ※日本年金機構で確認できる場合を除く	
	☐	婚姻期間の確認できる戸籍謄本★	
6①及び ②	☐	【すべての書類】 国会議員の期間を証明できる書類	・ [] ・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	婚姻期間の確認できる戸籍謄本 (配偶者のみ) ★	
7	☐	【すべての書類】 地方議員の期間を証明できる書類	・ [] ・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	婚姻期間の確認できる戸籍謄本 (配偶者のみ) ★	
8	☐	在籍証明書等 (卒業証書は不可) ★	・ 通学先
9, 10	☐	【当該期間が確認できる次のいずれかの書類】 戸籍謄本★、抄本 (戸籍を取得した者に限る) ★ または戸籍記載事項証明書★	・ [] 番 窓口 ・ [] 市役所出張所
	☐	住民票の写し	

	☐	その他、パスポートのコピー、永住を許可された 旨が記載された在留カードまたは特別永住者証明 等上記に掲げる書類に準ずるもの
--	--------------------------	--

裏面に続く

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト



合算対象期間を確認する書類（続き）

項番 (老-No.4-2)	チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
1 1		【当該期間が確認できる次のいずれかの書類】	
	☐	戸籍の附票の写し	・[] 番 窓口 ・[] 市役所出張所 ・法務省
	☐	旅券法に規定するパスポートのコピー	
	☐	滞在国が交付した居住証明書★	
	☐	滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書★	
	☐	出入国管理マスタファイル	
1 2	☐	支給対象となった記録、支給年月日の確認できる 窓口装置の記録（ハードコピー）	・年金事務所 ・[]
1 3	☐	（退職一時金の支給とその対象となる共済期間が 記載されている）年金加入期間確認通知書	・加入していた 共済組合
1 4	☐	知事（長官、大臣）の承認により国民年金の被保 険者とされなかったことが確認できる書類	・[]
1 5	☐	通算対象期間の種類に応じて、そのことが確認で きる書類	・[]
1 6	☐	（（減額）退職年金の支給とその対象となる共済期 間）が記載されている）年金加入期間確認通知書	・[]

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇